

# 大阪府森林審議会 森林保全整備部会（第1回）

と き：平成22年12月17日（金）  
14時00分～16時00分  
ところ：プリムローズ大阪2F 鳳凰東

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

1) 新たな森林保全システム化の検討について

2) その他

4 閉 会

## 配付資料一覧

○次第

○大阪府森林審議会規程、委員名簿

○配席図

○諮問書（写）「新たな森林保全システムの構築について」

○資料 1 新たな森林保全システム化の検討について

○資料 2 第 7 3 回大阪府森林審議会 審議に係る委員からの「意見」  
に対する「府の考え方」

○資料 3 新たな森林保全システム化検討スケジュールについて

資料1

大阪府森林審議会  
森林保全整備部会（第1回）資料

～新たな森林保全システム化の検討～

平成22年12月

大阪府環境農林水産部  
みどり・都市環境室みどり推進課

# 目 次

1. 大阪府における森林・林業の現状と課題
2. 森林・林業再生を巡る国の制度改革の姿
3. 新たな森林保全システムの論点について(案)

# 1. 大阪府における森林・林業の 現状と課題

## ■ 森林の保全制度の現状と課題

## ■ 大阪府の森林資源の構成

## ■ 人工林における現状と課題

- 1) 森林造成事業等について
- 2) 森づくりの担い手の現状
- 3) 木材利用について
- 4) 人工林における課題

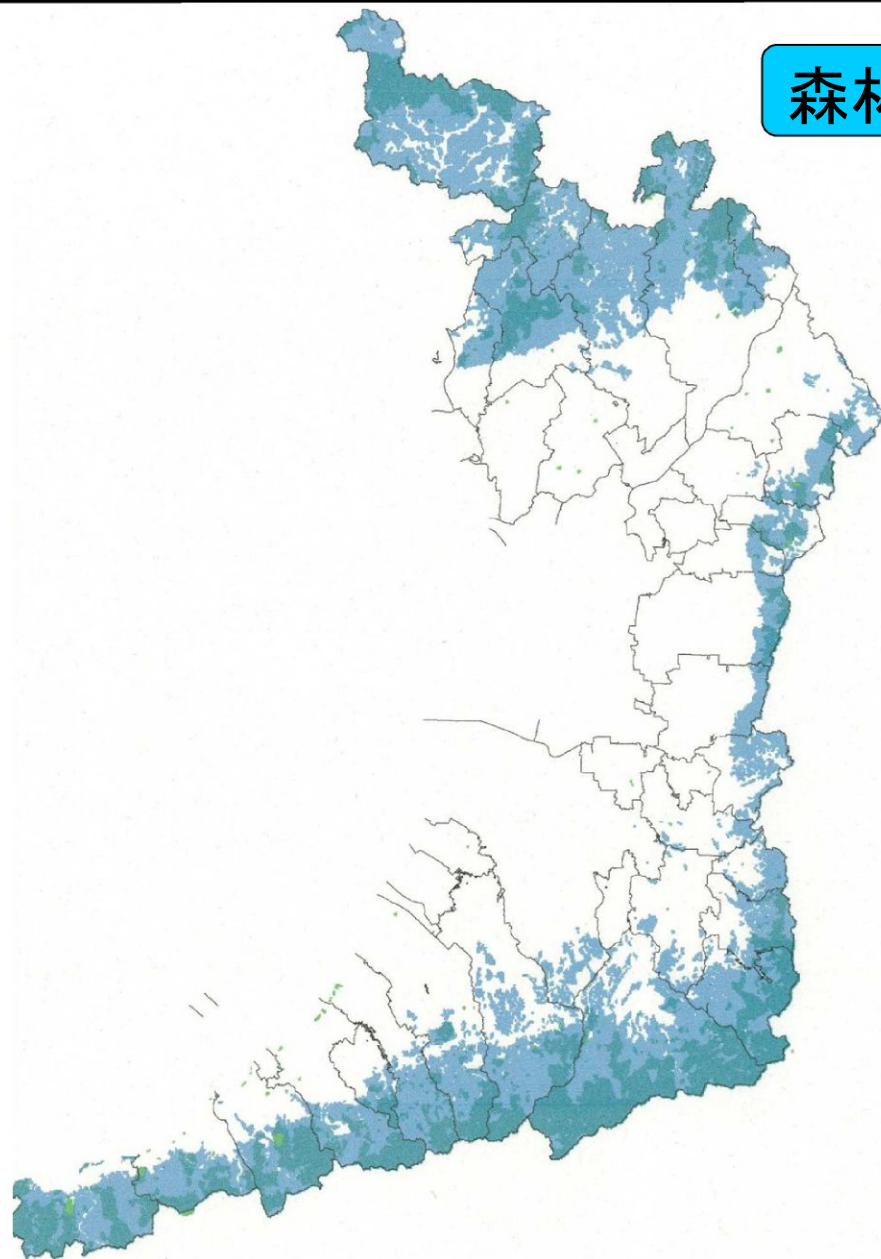
## ■ 天然林における現状と課題

- 1) 天然林の状況
- 2) 天然林における課題

## ■ 府民協働による取組みの現状と課題

- 1) 府民ボランティアによる取組みの現状と課題
- 2) 企業ボランティアによる取組みの現状と課題

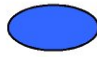
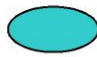
# ■ 森林の保全制度の現状



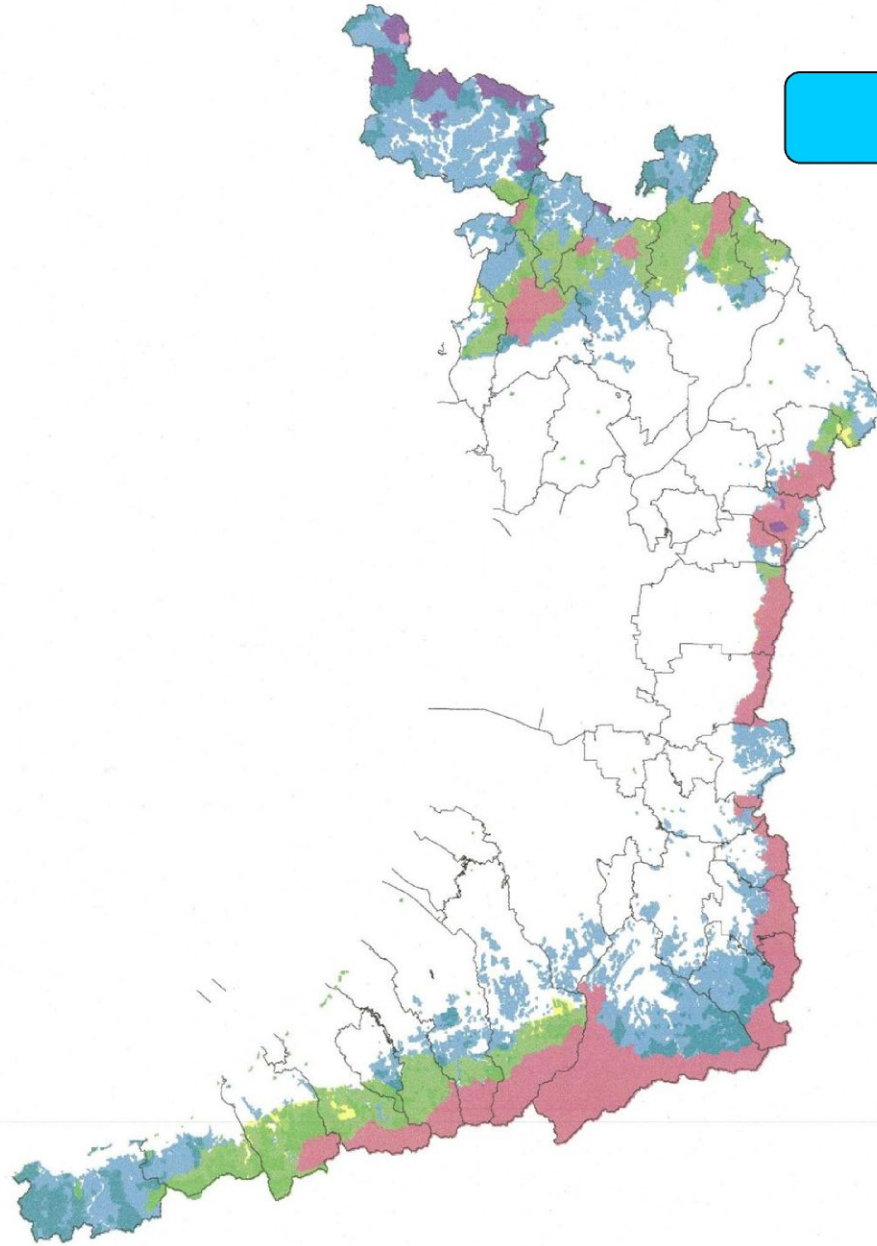
## 森林区域・保安林の状況

森林区域	55,154ha (29%)
保安林	16,409ha (8%)

( )は府域に占める割合

凡例	
	森林区域
	保安林

## 規制区域の状況



自然公園 区域	19,091ha (10%)
近郊緑地	33,580ha (17%)

( )は府域に占める割合

凡例	
	森林区域
	保安林
	自然公園区域
	近郊緑地



# ■ 森林の保全制度の課題

区分	対象地域等	面積要件	概要
林地開発許可 (法第10条の2)	地域森林計画対象 民有林(保安林を除く) ／38,745ha	1ha超	・水源のかん養や災害の防止などの公益的機能を有する森林の適正な利用を確保することを目的。 ・災害の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全の4つの観点から技術基準が定められている。
伐採届 (法第10条の8)	地域森林計画対象 民有林(保安林を除く) ／38,745ha	1ha以下	・適正な森林施業の実施と森林資源の管理を目的。 ・市町村への届出制度で、技術基準はない。



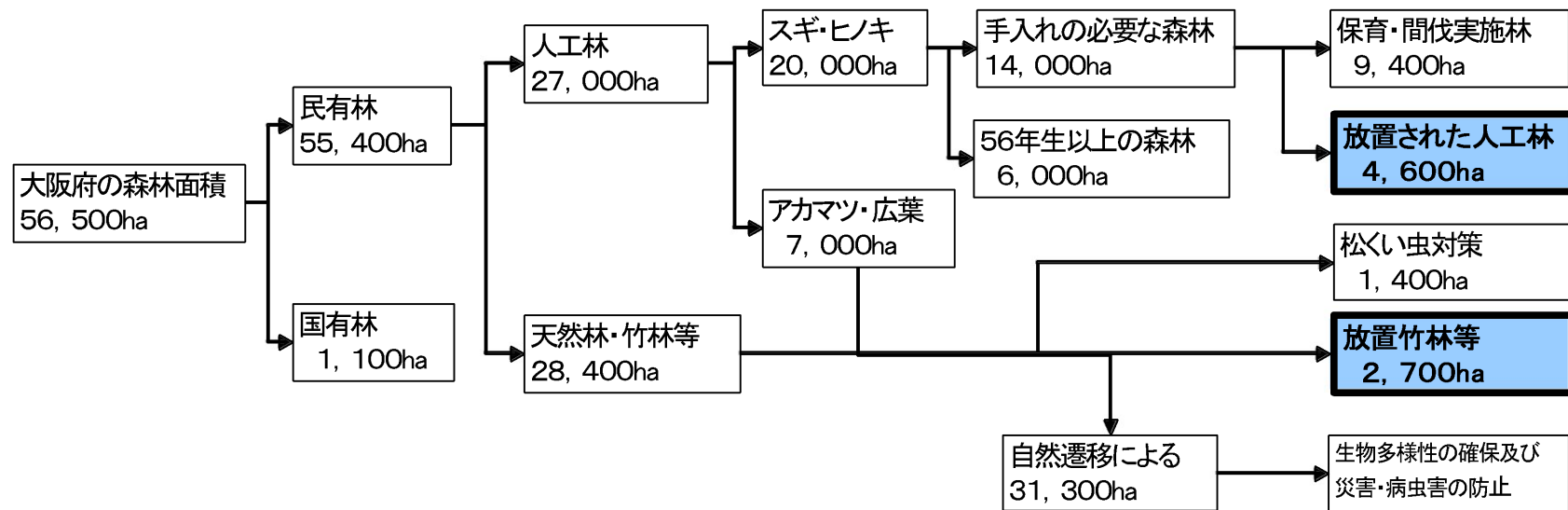
1ha以下の開発については、林地開発許可制度の適用がなく伐採届の対象となる。  
伐採届けでは、市町村森林整備計画に適合するよう変更命令等を行うことはできるものの、他用途に転用することを防止する指導はできない。また、届出に係る技術基準もないため、開発行為による災害発生のおそれがある。



保安林、林地開発許可、国定公園特別地域等、法令による規制のかからない森林の開発について、特に保全の必要性がある。

# 大阪府の森林資源の構成

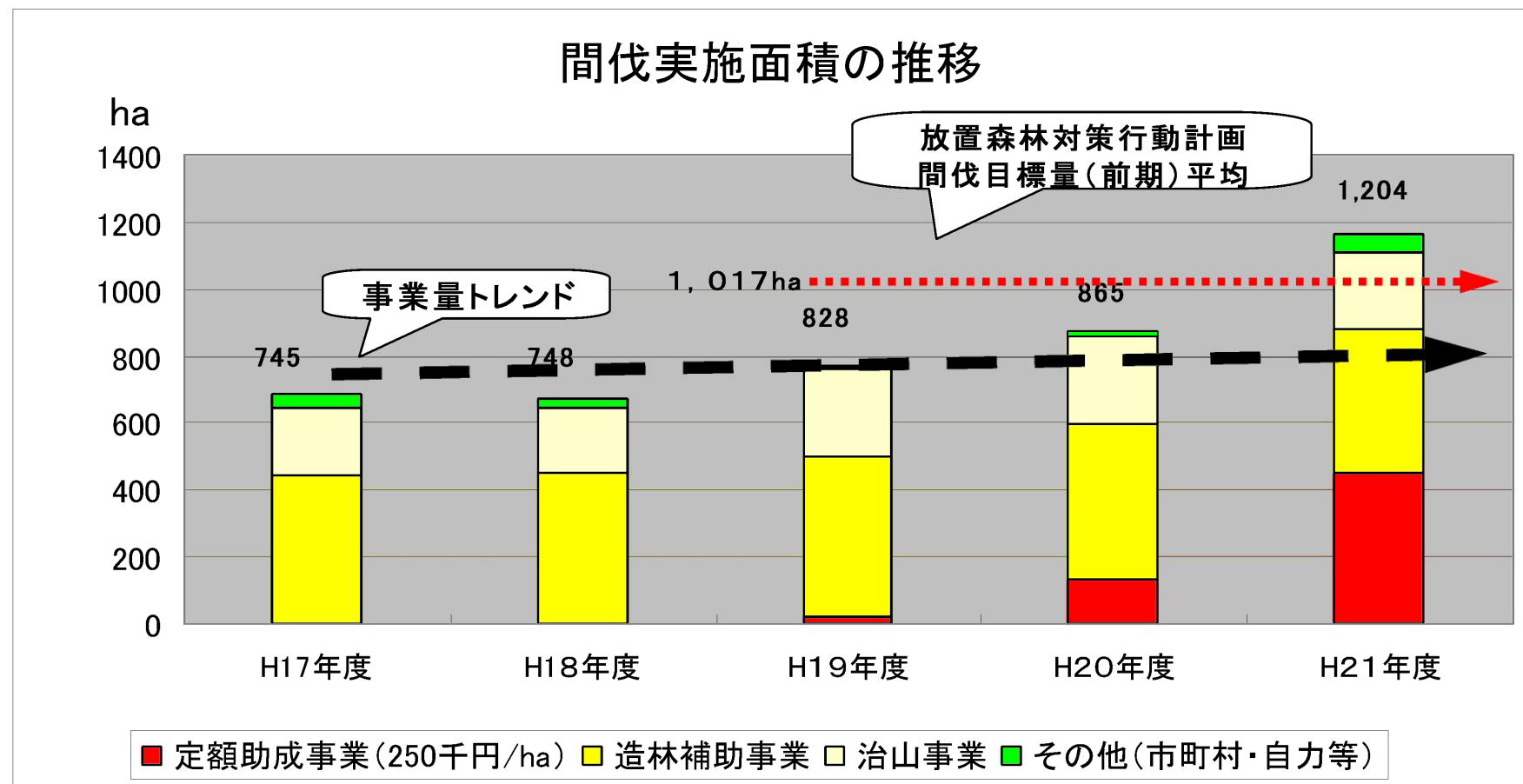
## 大阪府の森林構成 (H19年8月放置森林対策行動計画策定時)



○放置森林対策行動計画は、放置人工林、放置竹林等を対象とした計画

# ■人工林における現状と課題

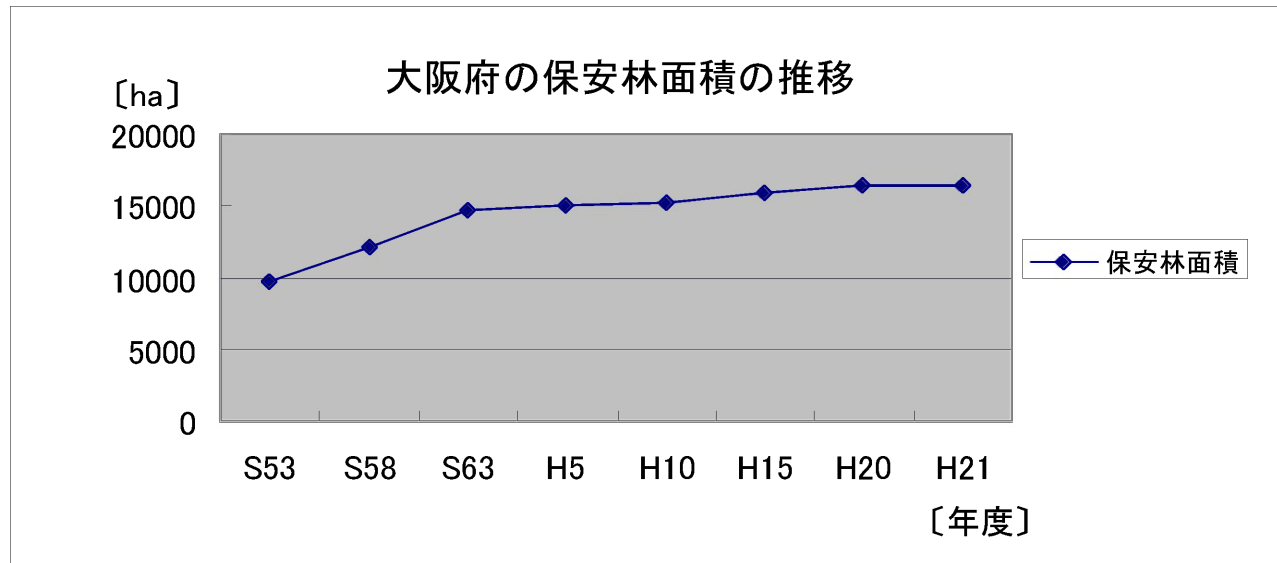
## 1) 森林造成事業等について



- H21～H23年度の定額助成事業の導入効果で、間伐実施面積は増加傾向
- 造林補助、治山事業の実施面積は、一定水準で推移
- H24年度以降、間伐事業予算や実施制度が課題

◎平成19～21年度の治山事業による間伐実施量は総間伐量の約26%

◎治山事業は保安林(保安林予定地)において実施



【保安林の指定状況】

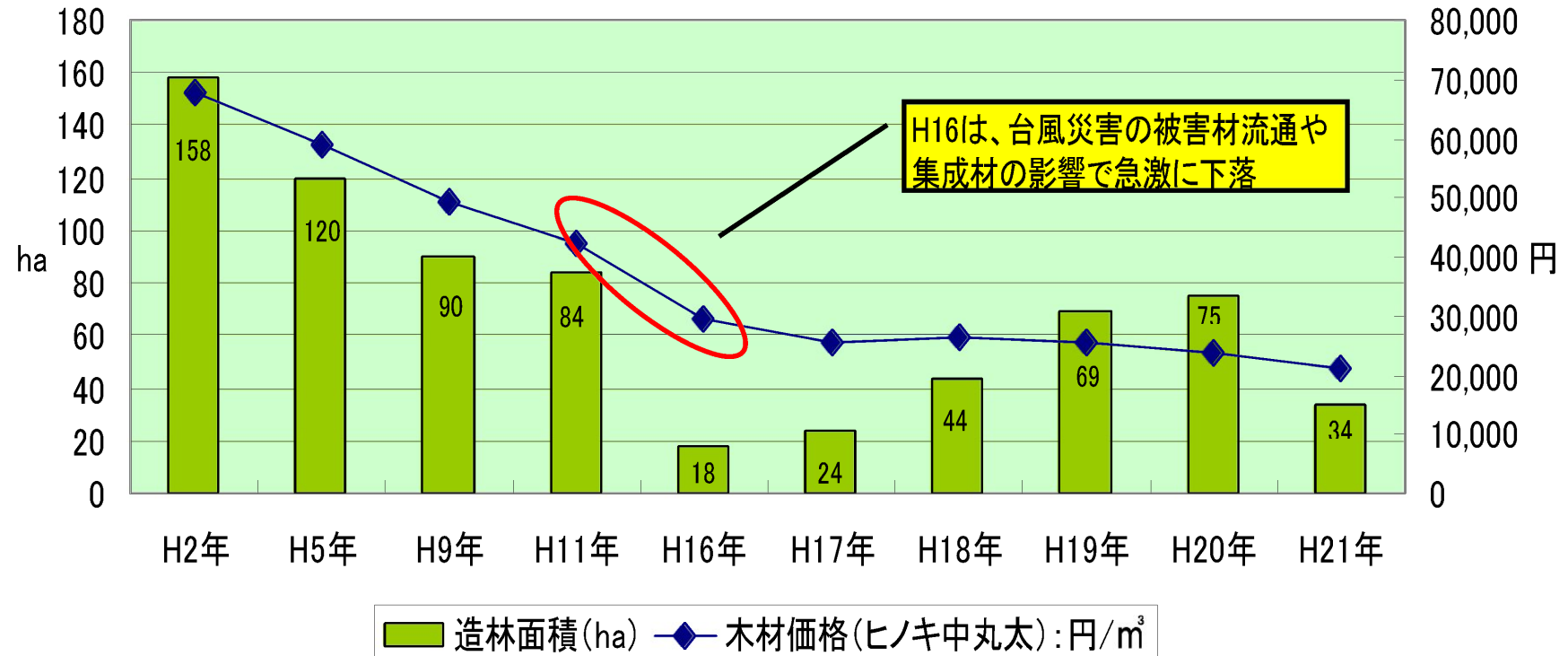
○昭和63年以前に比べ、元年以降の指定面積は、緩やかに増加

○H21年度末の保安林指定面積は、16,409ha

→府域森林面積の約29%

所有境界の不明や公用制限の発生等より  
保安林指定が進みにくい

## 造林面積と木材価格の推移



○造林面積、木材価格は減少で推移

○H16年には、平成初めの1/10までに落ち込み

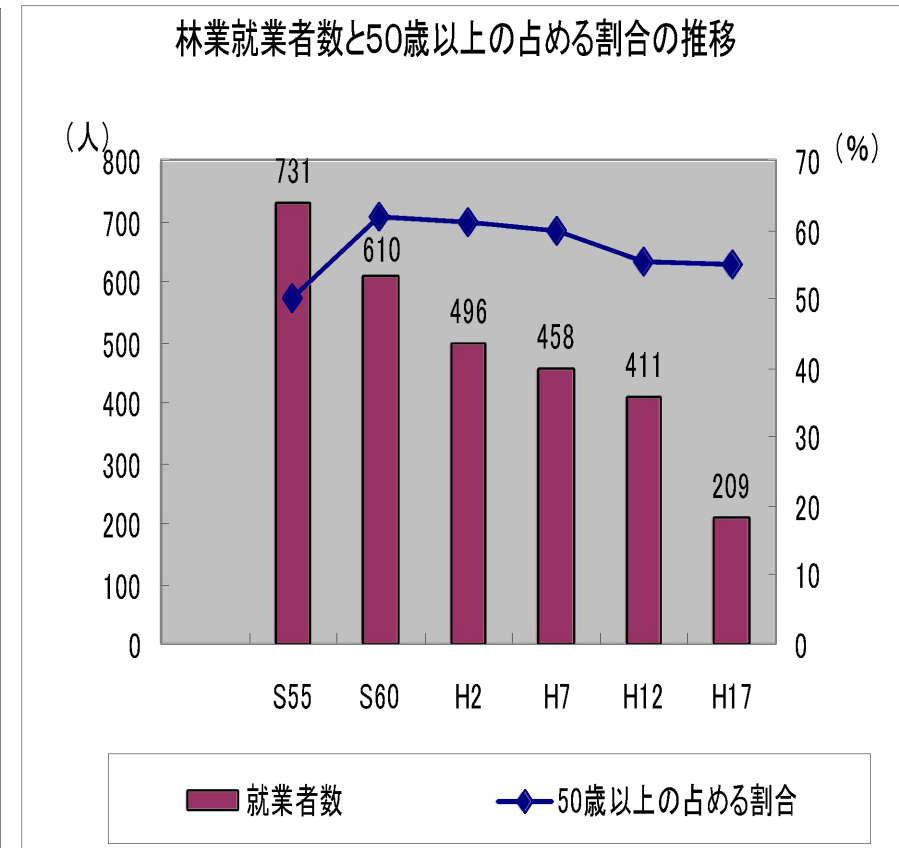
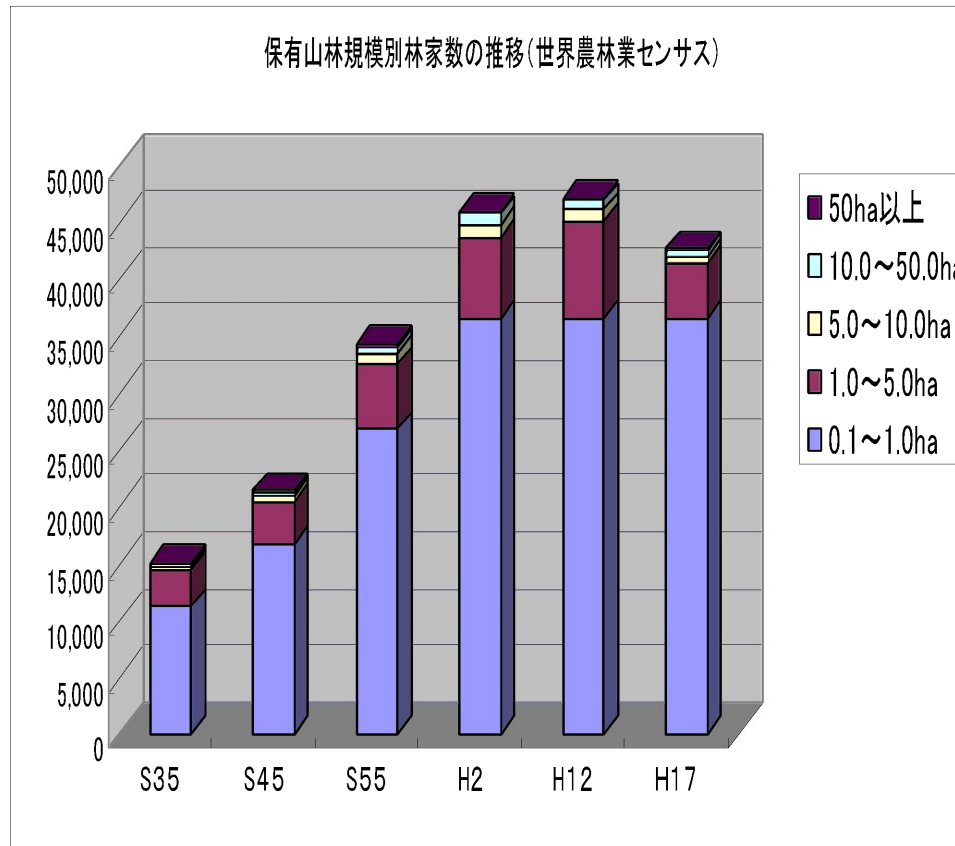
→主伐の手控えにより、今後、長伐期化が進行

→林業経営意欲の低迷、無関心の表れ→更なる不活発化が予測

○今後、林業経営へ如何に関心を向けるかが課題

## 2) 森づくりの担い手の現状

### ■大阪府の保有山林規模別林家数の推移及び林業就業者数の推移



※平成12年度調査から林家の定義は1ha以上の世帯。  
 平成12年度以降は0.1~1.0haの林家戸数がそのまま  
 推移した場合を標記

## ■森づくりの担い手の現状と課題

### ■現 状

- 平成2年の総林家戸数は47,130戸であり、そのうちの約8割(36,590戸)が0.1～1.0ha の小規模林家で占められている。
- 林業就業者数は、昭和55年から平成17年度までの25年間で3割程度にまで減少
- 林業就業者のうち50歳以上が占める割合は、昭和60年以降5割以上で推移。

### ■対 策

- 放置森林対策行動計画に基づき、重点地域の指定を行い森林所有者の集約化を進め、間伐等の森林整備を推進
- 新規就労者の確保を図るため、「緑の雇用担い手対策事業」等の支援を実施  
【参考】新規林業就業者数 H19:8名、H20:9名、H21:10名、H22:8名

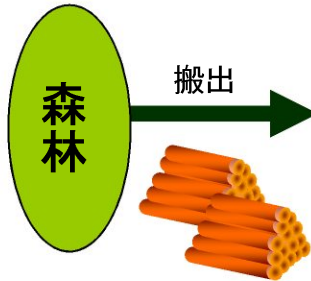
### ■課 題

- 保有山林が小規模な所有者が多いため、一定規模での面的な整備を進めるため、施業集約化に向けた地域の合意形成を図ることが必要
- 森林所有者の施業意欲を引き出すための森林施業提案書の提示等を行う施業プランナーの育成確保が必要

# 3) 木材利用について

## ■山からの木材の流れ

※間伐面積から総材積量を想定  
 $1,200\text{ha}(\text{間伐面積}) \times 150\text{m}^3/\text{ha} \times 0.2(\text{材積間伐率})$   
 $= 36,000\text{m}^3$



搬出

山  
土  
場

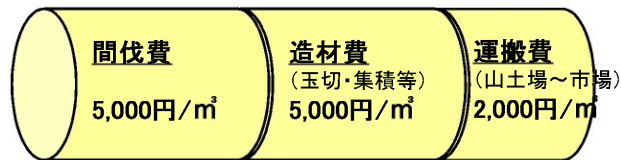


搬出量  
約4,000m<sup>3</sup>

搬出率 約1割

間伐総材積  
36,000m<sup>3</sup>

【伐木・搬出の標準経費】 12,000円/m<sup>3</sup>～



・上記経費は、施行地が道沿いで機械による積込・搬出が可能な場合  
 ・奥地や急傾斜地など搬出条件が悪い場所では、コストがさらに高くなる

### ■製材用

【原木市場】(森林組合施設)  
 [材の規格]径18～24cmが中心  
 [市売平均単価]ヒノキ 22,000円/m<sup>3</sup>  
 スギ 10,500円/m<sup>3</sup>

素材業者・製材業  
 (製材品・建築用材等)  
 ※市場を通さず直接山から  
 買い付ける場合もある

(約3,500m<sup>3</sup>)

### ■その他の用途

【合板】(民間施設)  
 [材の規格]末口径16cm長さ4m以上  
 [引取価格]ヒノキ11,000円/m<sup>3</sup>  
 スギ6,000～7,000円/m<sup>3</sup>

住宅・建材メーカー等  
 (構造用・型枠合板)

【パーティクルボード用チップ】(民間施設)  
 [材の規格]制限なし  
 [引取価格]3,000円/m<sup>3</sup>

パーティクルボード  
 製造メーカー  
 (床材、家具・屋根下地)

(約500m<sup>3</sup>)

【ペレット】(森林組合施設)  
 [材の規格]制限なし  
 [生産コスト]7,500円/m<sup>3</sup>

ボイラー使用事業者等  
 (燃料用)  
 [引取価格]7,500円/m<sup>3</sup>

【燃料用チップ】(森林組合施設)  
 [材の規格]制限なし  
 [生産コスト]3,000円/m<sup>3</sup>

ボイラー使用事業者等  
 (燃料用)  
 [引取価格]1,400円/m<sup>3</sup>

(※価格・利用量等の数値は原木換算値)



## ■住宅用材を巡る現状

- 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(H12年4月施行)
    - ・住宅性能表示制度
    - ・10年間の瑕疵担保責任
  - 住宅工法の合理化
  - 大工の減少
- など

- 高い品質(寸法安定性・強度)の材
  - 十分に乾燥された材
  - 工場での量産が可能(安定的な供給)な材
- が求められる

集成材・プレカット材の普及

無垢材のニーズが低下

## ■ 木材利用の課題

- 搬出コストと木材価格が合わないことから、森林所有者が搬出を手控え  
⇒ 木材の搬出コストの低減化を図るため、路網整備や施業の集約化が必要
- 継続的な森林施業や木材利用拡大のためには、地域での林業後継者が必要  
⇒ 森林に関心がない所有者や次世代を担う若い所有者が、積極的に森林施業に携わってもらう取り組みが必要
- 需要側のニーズに対応できる供給体制ができていない  
⇒ 住宅メーカー等は一定基準の品質を求めている一方で、森林所有者も製材・加工事業者も品質管理意識が希薄  
⇒ 特に無垢材の利用が図れるような地域での生産・流通体制の構築が必要

## 4) 人工林における課題

---

- ◎国の定額助成終了後の間伐予算の確保や実施制度の構築が必要
- ◎治山事業が導入できない森林への対策が必要
- ◎小規模森林所有者が多数占める中、施業集約化に向けた地域の合意形成が必要
- ◎木材利用を進めるため、地域の実情に応じた生産・流通体制の構築が必要